

○静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟規則

(平成27年3月18日規則第34号)

改正 平成29年3月14日規則第94号 平成30年3月28日規則第93号

令和5年2月7日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟（以下「光創起研究棟」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 光創起研究棟は、時空を超えて光を自由に操ることにより、より良い社会を実現するために用いる。

(建物管理者)

第3条 光創起研究棟の建物管理者として、光創起イノベーション研究拠点長（以下、「拠点長」という。）を置く。

(拠点長)

第4条 拠点長は、静岡大学研究戦略室規則第14条第2項の規定に基づき設置する光創起イノベーション研究拠点支援専門部会の部会長をもって充てる。

(事務)

第5条 光創起研究棟の事務は、学術情報部産学連携支援課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、光創起研究棟に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月14日規則第94号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日規則第93号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月7日規則第35号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。